

発展を目指す企業家のための経営指南役

No. 411

平成19年3月19日(月曜日)

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区堂島2-1-31 ORIX堂島ビル5F
 Tel.06-4799-2004 Fax.06-4799-0539

マーケティング

ビジネスシーンで好印象を残す！ 個人向けスタイリングサービス

洋服や髪型などセンスをコーディネートする「スタイリスト」はVIPや芸能人向けという印象が強い。しかしビジネス最前線において、管理職や営業など「外見」が必須とされる領域で、個人向けのスタイリングサービスを利用する人が増えている。

これはグレーのスーツに白ワイシャツ、地味なネクタイといった「定番」からの脱皮を目指し、個性的な自分らしさを演出しようとの表れでもある。しかし自分に似合った服装の見立てや、際立たせるセンスを磨くのが苦手、カタログや専門店を見て回るのも面倒といったことから、専門スタイリストの需要が増加しているのである。

サービス業者の多くは会員制(会費制)をとっている。高級路線では、業界で活躍する著名スタイリストが買物に同行する会員制クラブ(会費21万円)がある。

また1万円からの手軽な料金で、買物や美容院へ同行してのアドバイス、手持ちの洋服の組み合わせ指南などのきめ細かいサービスを行う業者もある。スタイリストとともに、両方でセンスを磨いていくというスタンスが好評だ。そのほか、紳士服専門店が社内にコンサルタントを置いて対応している例や、スタイリストの買物代行サービスを行うネット通販業者も出てきている。

著名なスタイリストが「自分のため」だけに商品を選んでくれるという満足感が、このビジネスの基盤となっているようだ。

税務会計

振替納税は口座残高の確認が必要 所得税4月20日、消費税同26日

確定申告の申告手続きを終えてホッとしている方も多いと思われるが、確定申告は税金を納めるまで完了しない。

周知のとおり、所得税の納期限は、振替納税利用者を除き、申告期限と同じ3月15日、消費税は4月2日。税務署からは納付書の送付や納税通知書などのお知らせはないので、納期限までに最寄りの銀行や郵便局、所轄税務署に出向き納付しなければならない。納期を過ぎると無駄な税金を払うことになる。

また、振替納税を利用している人は、確実に銀行口座から引き落されるように、あらかじめ指定口座の残高を確認し、振替日の前日までに納税額に見合う預貯金額を用意したい。今年の振替日は、所得税が4月20日(金)、消費税及び地方消費税が4月26日(木)だ。1円でも足りないと振替ができないことになり、延滞税も加えて納税のために、銀行や税務署に足を運ぶことになってしまう。

納期限までに納税できないと、納期限の翌日から完納の日までの間の延滞税と本税を併せて納付することになる。振替納税についても、残高不足などで振替ができなかった場合は、納期限までさかのぼってその翌日から延滞税がかかる。

延滞税は、3月16日から5月15日までの2ヵ月間は年4.4%、それ以降は年14.6%の割合でかかる。この超低金利時代には高い金利だ。期限内納付を心がけたいものだ。

今週のキーワード

スタイリング サービス

個人向けのスタイリングサービスは05年頃夏の軽装運動「クールビズ」がきっかけで生まれた。それまでのスーツ姿から軽装となり、慣れ親しんだ定番スタイルに頼れなくなった。改めて服装センスが問われて、男性顧客を中心に個人専用スタイリストの需要が増えたとみられる。流行への関心も薄く買い物時間も短縮したい、専門家に頼めば自分らしさも発揮でき、余分な商品を買わずに済むなどの利点も後押ししているようだ。違いを求める顧客の商品探しの一例でもある。